

定期健康診断Q & A

Q1. なぜ提出が必要なのですか	A1. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定期健康診断を行い、その実施状況を保健所に報告しなければならないことが規定されています。
Q2. 定期健康診断報告はいつからはじまったのですか	A2. 2017年までは毎年通知していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い一時的に中止していました。2023年より再開となり毎年6～7月ごろに通知をさせていただいております。
Q3. 定期健康診断は毎年必要ですか	A3. 特定の事業者には、結核に係る定期の健康診断を行うことが義務付けられています（感染症法第53条の2）また、その結果については、保健所への報告を要します（感染症法53条の7）毎年の提出をお願いします。
Q4. 定期健康診断の受診期間を教えてください	A4. 今年度分（4月1日から翌年3月31日まで）の健康診断を対象としています。
Q5. 報告様式はありますか	A5. 電子申請、メールでの報告をお願いします。報告様式は草加保健所のホームページからダウンロードできます。メールでの報告時はPDFに変換せずExcelでの報告をお願いします。スマートフォンからも報告可能です。なお、ご提出の際に登録及び使用されたメールアドレスは、来年度以降の案内に利用させていただきます。予めご了承ください。
Q6. 児童の結果も報告するのですか	A6. 小学校・中学校は①職員と従事者のみです。＊定期の健康診断報告書の、対象区分をご参照ください。
Q7. 提出期限はありますか	A7. 健康診断が終了次第速やかに提出お願いいたします。最終提出期限は当該年度の3月31日まで。4月以降になる場合は保健所へ年度内にご連絡をお願いします。
Q8. 健康診断でレントゲンを受けてない人がいます	A8. 健康診断対象人数に入れていただき、下段の未受診者その他に理由と人数をご入力ください。
Q9. 喀痰検査は行っていません	A9. 空欄で構いません。
Q10. 直接撮影と間接撮影の違いは何ですか	A10. エックス線検査の撮影方法の違いです。 直接撮影は病院や診療所において実施された撮影です。医療機関での人間ドックも含まれます。 間接撮影は胸部エックス線検診車における撮影です。 ※胸部エックス線検診車における撮影については、デジタル撮影（直接撮影）に変更となっているものもあるようですので必ず実施事業所にご確認ください。
Q11. 年度途中で辞めた職員がいる場合の報告はどうすればいいですか	A11. 健診時点に在籍していた対象者については、ご報告をお願いします。
Q12. 長期休業中（休診中）のため健診を実施していません	A12. 長期休業（休止）するまでの期間の、実施数をご報告ください。
Q13. 夜勤のある職員が年2回健康診断を実施した場合どのように記載したらいいですか	A13. 感染症法では健康診断は年1回と規定されていますので、年2回実施した場合でも、受診者数については1人と計上してください。